玉の印未

七

イ 5
1386
8

門イ.5
1386
8

嘉喜門文庫

昭和十九年五月二日故小田封吉氏長男友太郎氏寄贈

しゆるかつ毎七は尚

ぬち始き七

いふ事とし給ふ事。藤の花は いまをおりし給ふ事はなくて。あ
うぎおぼしけれど。かつらん人にいふ事は思ひ出さく。

藤は蓋とが玉はをも松が枝にまつ置てみむ事世はまと
とよみしるを。そのまゝは日。此事をかくとて。俗のおづをつ。

萬葉集一の巻ちる莫囂圓隣の歌

万葉一の巻に。幸(イデヤ)于紀(ノ)温泉(イデユ)之時(ニ)。額田王(ノ)作歌。莫囂國(カマヤ)
隣之(ノ)。霜木兄氐(シモキエテ)湯氣(ユケ)。吾瀬子之(ワガセコガ)射立為兼(イタヽスガネイヅ)。五可新何(カシガ)
本(モト)といふ事。莫囂ハ。加麻(カマ)と訓べし。加麻をかくまゝよしハ。古へ人

のものいふを制して、ものなかまといふを、そのものなを省(ハブ)はなく、かまとの
みといひつるむ。それは今世の俗云(サトビコト)にも、囂(カニビス)しきは制して、やうましと
いふと同じ。やう海しハ囂(カニビス)しといふことなれバ、かまといひて、莫囂(オカレシキ)也
いふことなれ。さてかまとといふは、神名帳に、紀伊ノ國名草ノ郡、竈山(カマヤマノ)
神社、諸陵式に、同郡竈山ノ墓、とあるとも見えし。此は墓ハ、神武
天皇の御兄、五瀬(イツセノ)命の御墓にて、古事記書紀にも見えたり。神社
も此墓をいふしへの熊野そちかくにて今もあるを、國隣は、
夜麻(ヤマ)と訓べし。山は、隣の国の堺なるなれバ、かくもまべし。國字ハ、
本に圓とあるを、一本に國とあるし。霜字、本に大相とあるハ、霜の
誤れるし。それ、二字とあるて、誤れるし。そもし此幸(イデマシ)ハ、書紀ノ齊明天皇ノ

巻ニ。四年冬十月庚戌朔甲子、幸(ニス)紀ノ温湯ニ、とありて、十一
月海でもかの国ニ、とぐまるまませりしさるあるしなれバ、霜の深くおくころ
なり。木兄氏(キエテ)ハ、本には、木ノ字ハ七に誤れ、或本には、土にも云にも誤
れ。氏字ハ爪に誤れり。又湯字をも、謁に誤れるを、これハ一本に湯とあるに
なり。吾衛子(ワガセコ)とハ、天智天皇の此時皇太子にて、まし御にしてよ
まれり。太子を此幸に供奉し給へる事、書紀に見えたり。さて額田王は、
天智天皇の要(メシ)なりし女王(ヒメミコ)なること、様の茂紫の巻にいへるがめし。さる
によりて、皇がせことハよみまつるし。為兼は、須賀祢(スガネ)と訓べし。此句は、
此度いづかしが本に立(チ)まふべきことなれよみ給へるし。然るをせるをきんと
訓てハ、往時(イムサキ)のことなれバ、如どかし。五可新(イヅカシ)何本(ガモト)ハ、竈山ノ神社乃

嚴橿之本也。かくて此事ハ此女王を太子に從ヒまりて行ゐるにして。
太子は竈山ノ社に詣テ給ひしとする日の朝など。霧の深くおほるにつ
きて。よみ給ひるさゐにて。一首ヒトウタ此ハかくてハ竈山に霧ぬりて。いづ
かしが本に立チ給ひがたかるべけれバ。吾兄子が。とづくひなく立チ給ふべき
ゐ先に。志ばし霧乃消君をまちてゆきかしとし

神社乃祭る神を志らまおしくまるゝ

古き神社ども。いかなる神を祭まるにか。志らまぬぞおほかる。
神名性にも。さべくまつまる神の法名を。志るさまぬ。とゞ其社号
のことは挙らまとゝ。出雲風ち紀の。神社を志るまるやうも。同じこと
なり。社号さまなきちこち神の法名なきバ。さもまべきことにて。古ハ

さしも祭る神をバ。志ひてハ志らでも有りむ。然るを後の世にハ。
かならずハ祭る神を志らでハ。いかるまじ。紀にのぞくんなて。志らまぬを
も。志ひくしらまとまるから。よ給づにかゝ先て。或ハ社号につき
て。神代の始まに。いさくかも如よまる神ノ名ハ。おしてにも神と
定ゑるゐぐひ多くれバ。其社につくへる説も。信ウケがたきぞおほかる
法。そもく神ハ八百萬の神などゆゑて。天にも地ニにも。其数ハ給りな
くおはしまゐて。其ハ天の下の社々にハ。其中乃いづれ此神を祭
まるも。志るべからぬぞおほかるべき。神代紀などに出る神ハ。その千
萬の中乃一つにもゐらざ。然ス其中にて。其神と定めむと
するハ。八百萬の神の法名ハ。神代紀に。さらぐくしく出たりと思ふにしや。

古書に仮名の出ざる神乃多かるを思ひわきまへざるハいかにぞや。さ
れバかれより某神といふ古き傳へのなきを、おもひて後に考へて、何
らぬ神なり定めむも、中々ながらでこそなれ。されバ社号によりて定め
むとせざるもあるべし。伊勢なる大神宮ハ、五十鈴宮と申せど、祭る神ハ、
五十鈴姫命にて、鈴の神、外宮ハとようけひのみやと申せバ、綿津見(ワタツミ)
命にて、海神なりとせんか。近き世に、梅田某人の考へなど定むるハ、大かた
かやうにかかるものにて、いとうきことのみなれバ、すべて信(シン)がたし。
さるをしかるを、ものしておもひて、知られぬ神となさむよりハ、なかなかその
社号を神の仮名として、ゆかんこそ、古きにかなふべき故社号のまゝ
てハがたへども、後ちもさて、近き世乃俗(ヲタナキコロ)にて傳はる。今の

世にもよに広くいひならへる社号ハ、その儘やがて神の仮名とせん事
古て、八幡宮春日明神稲荷明神などいへど、なからにしたるを
神ならいかなる神ぞと申でハ、しらでなむ。たゞ八幡春日いなりにて
ゆるにわたれども、いかしろを皆同じて、さて社号をきかな
まちまち神乃仮名なるもののあるや。

おのが仕奉る神をそれ神になずらへまつらしくなるは

中昔よりして、神主祝部のともがら、己が仕奉る社の神を、ゆるが中
にもそれ神にせむとして、おもひては古き傳への仮名をバ隠(カク)して、
ゆるハ國常立尊をまつり、天照大神をまつり、神武天皇を海
つまなど、いひて、儀の神秘のむねゆるげにかつらしく他

をおもして、偽家のまなび学に交し、おのれさかしき神につかふる者に
なりむかへて、その法なる係神を、おろそかにしにまかせて、いつはり
なすることハいふもかしこし、みだりがはしからずや。

皇孫天孫と申す御号

迹々義に命とつけ始めたるて、御代々の天皇を、皇御孫命(スメミマノミコト)と
も、天神御子(アマツカミノミコ)とも申しき、書紀の神代巻に、皇孫
と申せるハ、いとも古言にあらず、皇孫とハ、皇御孫命と
御の漢文ざまにつゞめられたる也、他(ホカ)の古書どもにハみな皇御孫命
と見えて、書紀の字に、皇(スメ)をはぶきて、御孫命(ミマノミコト)とハよみまつること何事ぞ。
も、命(ミコト)御をはぶきて申せることハ見えねども、まして天孫とハ申せるためしなし。

古き文にも見えたれど、天孫とハ、天神御子(アマツカミノミコ)と申すを、つゞめたるへ
らきる文字とえらびたる、後の世の人、ひたぶるに漢文ざまのう
るはしき方を好むならひとなりて、此皇孫天孫と申す御号のこと
ひろく申ならひて、かへりて皇御孫命、天神御子(アマツミコ)と申し、いにしへのまこと
の御うつくしき御号(ミナ)ハ、かくれたるがごとし、皇孫をすめみま、天孫ハ
あまつみまと訓ませども、文字にかゝはらで、皇孫をバすめみまのみこと
とよみ奉るべく、天孫をバあまつみまのみことゝよみ奉りて、古へめきまこと
の御号(ミナ)を、ひろく世にしらしめ、あまつみまといふ言にはなる
かく、よろしからぬ訓をとるべきにや。
ふくう紙

園太暦に、徳大寺前内大臣より、公賢大臣に、くさぐさしめする問たてまつる條々ある中に、一帖紙を不及沙汰之由、蒙仰けれし。呂頗多用は、白はやらん。前に薄紙などちらしおかみよる袖にやはべき。現在鼻紙は、まゐ出ツるてはこゝ樣、大切はれ公つ已後も、薄樣帖紙持るなりも。まそに書見及はし。若ハ前支のすはやらん。紅の帖紙、古袖をバおきては、くわり。帖紙を今の世ゑ懐紙にもれり、懐紙のゑなも。

直綴といふ衣

今の世ゑ、直綴といふ法衣なり。同書延文二年正月の世ゑ懐紙にあり。此名見えたり。又同四年四月十五日、公賢大臣のかしらおろし給ふ所にも、脱直衣、次着法衣、墨染大直綴也。其色濃と見ゆ。

百箇日

同書に、延文三年八月九日、天晴、傳聞、贈左府百箇日、佛事、今日於等持寺修之云々とかけり。贈左府ハ尊氏公なり。

後架

同書に、同年九月四日の所に、小倉殿御事云々、昨日酉剋、自後架謂小便所還御之後、絶入云々とかけり。今の世、京に厠をきうとといふも是り。この後架なるべし。

仁木頼景法師がみまかりし時のこと

同書に、同四年十月十二日、傳聞、仁木右京大夫頼景法師、今朝卒去云々。十三日云々。氣止云々。十九日。

今日、新院有御樂事云々、云々、頼景法師卒去之間、不取敢如音樂、無益之旨、有沙汰、禁裏七个日已後明日、可有御沙汰云々、武家随分之重人也、御沙汰可然歟、仙洞不及其沙汰歟、但又強不可為難歟、然ありけるを、武家の執持といひし人の卒去のをりも、かゝ法御まゞ御事なるなりけるを、

手代

同書に、慈嚴僧正云々、以手代玄圓法印可令勤修云々とあり、手代といふことはしかもいひしにこそ、

みぐるを世の御あさはしかりし事

同書に、文和四年二月十一日、天晴、今日、吉田神主兼豊、進状於女中之次、當社追捕事申之、凡無為方歟、この程は、そもそもかゝりにしらうぜきには、又無理をも見せてがたくて、来りはいぜ、去三日、山のぐんぜん、社頭へ乱入しはて、まさかりにて、四所の神殿をうちやぶりはて、神服神宝を追捕し、又はかまいしいしまで、追捕しつる程に、そもかくも中計はいで、火をもかりに入るまでに、我がきなはよし田の法来りも、今ちとは近ならせおはしまして、すのやう、いまかもはらんじ、志づゑらもは御すそはへ、そもそも今は、和条の法御法はまじくは、ひかりにかゝりにかゝりて、見てませおはしましては、こゝろにあらせるをもしよし、はしろう

ありし。あるはし。これも兼賞の状し。山のぐしぎいとハ。此程ゑえの山
にかけまりゐる軍勢をいつり。しゆふにきた社を。さゞかりそこなひ
まりけるを。其所のものゝぬぞ也。乃ゑぶるんを。いかゞる禍は日乃ゑ
なりをし。けさましおぞしよのつゐし。又同じ書に。同年七月
廿六日。後聞。今夜竊盗頗卒人勢乱入禁中女房勾
當内侍。并禁中管領宰相典侍已下局悉追捕。臺盤
所遣戸等。雖踏破不入御所。退散云々。末代之極。悲
矣。また。延文元年十月一日。今暁卯剋。梁上卿推参
禁中。其勢数十許輩。及種々狼藉。また。同年十一月
一日。後聞。梁上卿乱入博陸第。近日不撰貴賤如此。

とゝ見てゐるを。へさしくけさかし。梁上卿とハ。かゝる国に行とかやい
ひし人乃。梁上君子といつりしことにあるをとりていつるなれ
人のことなり。

綾小路中将敦有朝臣

同書に。観應三年十月十九日。入夜。綾小路中将敦有
朝臣来。計畧術盡之間。近日下向濃州取領云々。諸
人此式。不便事歟と云々。はやく此おどよりさしく。其の下乃
みぐるをかくかく。かく京のをまひなるをがたりしが有
しなり。これを應仁の乱とり。百十餘年にあるなれ。足利
氏の学を。たりたちじ先のほぶもよりぞ。かくをし。

人々御中

同書に、書状のおくに、進上二條殿人々御中などなり、又なりて名をなして、ただ人々御中とのみなるをなり。

人をなかぎて様といふ事

人をしるふとみえ、様といふ事、四百四五十年ばかりもなりしを乃ぬしぞとより始まりて、おほしめしたり。上様、前の様、禁裏様、御所様、公方様、宮御方様、徳大寺様、女中様なぞ見えし、書状のあて名にも、御御ぞ御殿などをなるも、又鹿苑院殿様、室町殿様などの殿様とまねていつるまもしたり。

皇親の禄物を先ッ賤價に賣事

延暦十八年三月五日ノ太政官符にいはく、應禁皇親之禄乞賣賤價事、右撿案内、太政官去延暦十六年四月廿四日、下諸國符偁、自今以後、公私挙錢、宜限一年、収半倍利、雖積年紀、不得過責者、今右大臣宣奉勅、如聞、王親或募多禄、先受少價、或設重質、貸乞賤物、苟貪目前、不顧後弊、報價之日、既過倍、因茲所司豪民、競求利潤、好為與借、班禄之日、濫訴繁多、自今以後、賣買禄物、不得過於半倍之利、如有違犯、依法科處とみえて、類聚三代格にのせり、いかしへより、かくることをしらしめ、今ノ世に、如べてこれをしる、まかれひしおくりなどいふことぞ、これ

ふれるゝまし。猶今ハ。天の下にかくはしるべひ乃すおはし。

神ほどのおとろへの形げかりしきす

よほづよりも。其中に頼たしきハいかでもはく此神社の和
とろへを。もて出し。もろく此神ほどの御おこさはしくこそ。
今の世の神社神事の事を。おほかた中ごほのみぞも世にいる
くおとろへ出たれたるまゝなるを。今の世乃人を。しかど今の事を
のこれて。いまへとりかくはものとぞ思ひためる。まもしく書をよ
む人なども。とぐかしぶこほのこむ也とハよみて。そんもて。よほ
づをさぐして。皇国の事はきぬみぞもをバ。をさくしよむ人も和
りもバ。古の法世りハ。神社神事ほど。むもしと言くし給ひしことをバ

志らば。又まれにも志もる人もつかもども。なほ今の世のならひにまだ
まてハ。此事へを思ひくらべて。志もを深く歎く人の好きを。いと照りも。

よの人の神社を拙さびたるをよしとするす

今の世乃人。神の法社を。さびしく拙さびたるを。しかふとしとおもふを。
いまへ神社の盛(サカリ)なりし世の事をバ。志らずして。しかど今のよふ。
大きなぬるくそれ神社ぞもハ。いみしく衰へて。つかもたるほん和也
て。ぬるくそき神社を。もやしよりかくつかる拙と。ふれたるから乃ひ
がことなり。

和泉國大鳥神社

和泉志といふふるふ。今の国の大鳥神社の法事ほど。志るせるをたる

ふ。慶長中羅ル兵火ニ元祿中僧快圓興ニ建ス神鳳寺ヲ於域
内ニ寺隅僅ニ存ス小祠ヲ。とあるをもて見て。後もこゝぞるばかり。うなし
くぞおぼゆる。此御社は。神名帳ふ。大鳥郡大鳥神社。名神。
大。月次新嘗と見て。うるきは位をも授奉り給へるは社ふまし海
はものを。その域(トコロ)をしも。佛ぞ御ふ志給しとる。まがつひのしも
ざは。せんはべも給きものかりけるは。さて此社は。そのかた隅にし。もづ
うふのうりてましまはらんかどよ。信(ニウデ)てハ見なりし祢ど。思ひやるなる
るじふ。かなしはとう給しとしなる人の給きハ。いかふぞや。大かた思ふ
ふかく。承しるべひ多うるべきは。今ハしるかし。こゝは御かれぬまうり
見たりしるまふ。御ありけれぎかりしまふえしるへぞ。かくは

おぼろうしおくなり。御ちはかゝるまふ。ふぐしはむ人もがれ。
事は思人おぼし思ふことをしらざるしす
もはこしは思乃いまへの人。はべて他思(アダシヨニ)ふることをしらば。おかかる
思を治め。身御さむるそよりはじ見て。前はす。みな思のい
ふしへの聖人といひし物の。はじ見しるぞ。ふ給て。天地乃るふ。
國はしぐられ。見たり。そ(メト)るしと。よ給づふかこりなりひより。然る
をやゝ後ふ天竺と以ふ思より。佛法といふ物ことを来てハ。いさく
りけぐし思はあることも。しるさるし。かくて近き世ふいたりては。
かの天竺よりも。ちるふ西のかたなる思はすもやうくしらしも
て。おかりて今ハ。天地の乃は。前の國乃す。をさくしとしらざるハ

なるさを。そのたるかの西乃国く国も。りほうしにつるかぎり始す
れ。皆むりしとりまて。りろこしにそ好き西も多くつり。りろこ
しとりまたるうにまされるすもまり。その国こハ。これ近き学までも。
ろこしと無ひきなりしうども。本よりたり何すも。しまらひく
つるぞうし。そもしりろこしの古へ。しまぐその近きほとり好る。
胡国などいふ国のすのことを。まづうによくハたりて。まれハさしも
きうしぬ国に始すも。こなうにハたりて。おがくしたくて。たべて他国乃
すいつるハ。みぐりでのこし。かくてそのよくたる胡国好ぐハいくづらに
廣きのこにして。いといやしくとろき国好るとつのにしも呼し
まてハ。他国をいづれも皆かく家物とのこと思つりしから。行すもぐ

しまふときハ吾国とりと。みぐりにかこれるこ。いにしへつぐし国始す
を。知らくたるざりしほどこそ。さもつら先。近き学になりて。をき国
国のすもみならくたるしても。猶古よりの古せ。おしるむること
なく。今に同じさ毎に。かこるをまる好ぐ。皇国にても。学問をもさ体
人を。今ハ美ッ乃国に始をもと。大かて知りるべきに。好かむりしよりの
癖(クセ)にて。りほうし人のみぐりでは信じて。知らざるにうの国をそる
こて。行すもみな。うの国より始まれるやうに思ひ。うの国よりかに。
国を好きでこれ程居るハいりなるまぐひぞや。

おらんどといふ国のまねび

ちうれうしごろ。於葉陀といふ国の学問をまるす。たぐまりて。

江戸などにも、そのうたがらかとこれをいはせり。いふ人、もとよりその
まねびをするが、いひいるおりもむきをきくに、於菟隅をもて、そこの人、地
久しくきき慣れ候。あり難く、ことわりいふとしこそ、そこの学問
をもしばしばきき慣れ候やうに候。よくしるなかに、漢学者は、かれ慣れ
のことなれば、さるくせはおしきことはしらぬほどに、いはせつちはいひぶ。
いづれは同じ。おのづからそこの人はバ、必ズ一トむきにかくことより、はづかしきべき
にいひ侍るとやうにおりむきをいふ事なり。そこをかれもいはこしにのこ
なづめるよりは、まさりて、一ことわりさるまでにハ、なほゆしどもと、たゞか
皇国は、漢の國にしたがはざるにや。漢の国の
ものはしらバ、皇国乃したがはしらるべしとぞ。

和学皇國をそむむてをしらざるハ、加のなづめる説にしたがはず
かし。しかど和づまぬをしらしそして、又そこにかはづきるかにてそこいらめ。
おろんどは、かそこいらぬ。よのつねの学者にも、今ハ此しるべひもきこえ。

もろこしは、和きこと

もろこしは、まことに和びたる人、かれ国にしりなきこと、彼国にいるをバ、
文盲（モンマウ）和るすべ。おろしむるを、和語にしかいふことしばいへば。
さてゆるせハ、いかにぞや。もろこしにて、さべこと文盲和るすハ、なきこと
とやこそいふえしらむ。かれ国の学ひたるすりがらハ、よろづにかしこ
がほにいへども、かく和ろかるしたることをしらず。

新猿楽記 法師は太童

藤原明衡の新猿樂記ふいはく集諸國土産貯甚豊也
所謂阿波絹越前綿美濃八丈又柿常陸綾紀伊國縑
甲斐斑布石見紬但馬紙淡路墨和泉櫛播磨針備
中刀伊豫手筥又砥又鰯又簾出雲筵讃岐圓座上総鞦武
藏鐙能登釜河内鍋又味噌安藝搏備後鐵長門牛陸
奥駒又檀紙又漆信濃梨子又木賊丹波栗尾張粮近江鮒
又餅若狹椎子又餅越後鮭又漆備前海糠周防鯖伊勢鯛
隱岐蚫山城茄子大和蕉丹後和布飛驒餅鎮西米
等とみえたり

大德寺住持綸旨

甘露寺元長卿記ふ永正五年二月廿七日大德寺
侍者僧来神事之間於門外渡綸旨為礼百匹持来
如例来月十六日入院云々被綸言偁大德寺住持
職事所有勅請也殊專佛法興隆可奉祈寶祚長久
者依天氣執達如件永正五年二月廿一日左少辨
伊長東海上人禪室とつけ後拍原天皇好法安乃ゑし

手拍数の事

大神宮儀式帳ふ八度拜奉ゑ同書ふ四段拜奉ゑ
短手二段拍一段拜又更四段拜奉短手二段拍ゑ
一段拜奉畢此内ふ二ツの一段拜ハ〻〻敬のつまりふ屈伏
せるなし拜の数ハつらむ拜の数ハ四段と四段とし同書ふ

四度拜奉。手四段拍。又後四度拜奉。手四段拍畢テ退ク。
手の数。ことハ四ツ拍ツを一段として。四段を十六うりなり。同書ニ。四段拜奉。八開手ヤヒラテ拍ヨ。短
手一段拍。拜奉。又更ニ四段拜奉。八開手拍ヨ。短手一
段拍。即一段拜奉。八開手と云ハ八ツうりし。大神宮式ニ。再拜両段。
短ク拍レ手ヲ両段。膝退。再拜両段。短拍レ手両段。一拜訖テ退
出。また同書ニ。再拜。拍ニ八開手一。次拍ニ短手一。再拜。如レ此
両遍。云々。大嘗會式ニ。拍手四度。度別タビゴトニ八遍。神語ニ所
謂八開手是也。合きて三十二うつなり。中右記ニ。拜八度。先四度。次
拍手。次四度。又手打。是ヲ名ニ両段再拜ト。こゝハ他説とおくなり。江次
第抄ニ。両段再拜ハ者。両段之間。有ニ小揖一。同抄祈年祭ノ

條ニ。上卿拍レ手作法。不レ令メ有レ声。手ばさにを合せ。やをら
やをら打合せし。同抄。大原野ノ祭。朝使以下皆六拜。ともあ
ほバ。六度拜もなるこゝにや。正應六年七月十六日。公卿
勅使ノ記ニ。勅使。宸筆宣命笏仁取副天。御拜四箇度。
拍手両段。又御拜四箇度。拍手両端。但後ノ両端ノ手。被
畧レ之。嘉暦三年九月十日。公卿勅使ノ記ニも。勅使。宸
筆宣命を笏ニ取副て。御拜四箇度。拍手両端。又御
拜四箇度。拍手両段とある。元文三年大嘗會便蒙ニ。
大忌ノ公卿。庭中ノ版位ニ著キ。拍手。常のかしは手ハ二ツづゝう
つぞかりし。此時の拍手ハ四度づゝ八度。一人の拍手の数。三十二し。

やしろでと云といつり。當宮にて。今の世の拜ハ。大神宮年中行事によりてなれし。其拜のさま。拜八度。手両端とにつるも。此両端を。四ッを一段とし。そもを二度にて。合をて八ッし。その八ッを。四度拜の後毎ゝ拍て。合せて十六し。今も。四度拜し。手八ッ打て。膝退して。又四度拜。手八ッ打。後手拍し。四ッを一段とするとハッを一段とするとの異なり。

と荒木田經雅神主乃。儀式帳解にいつり。末の細書に。数のしるがひあるハ。問てよくしるべし。又さるをべし。

道風朝綱書勅判の事

江談抄云。天暦御時。小野道風與江朝綱。常成手書相論之時。両人議曰。給主上御判。互可決勝劣云。仍申請御判之處。主上被仰云。朝綱書劣於道風事。譬如道風劣朝綱之才云。

美材草神

同書云。小野美材。内裡文集御屏風書。奥書。大原居易古詩聖。小野美材。今草神云。

伊勢大淳神の佛をきらひ給ふ事

台記に。天養二年三月七日。左馬権頭顕定来云。左大将雅定伊勢勅使。精進之間。雖渡他所。衣裳雜具等。猶在中院第。仍佛經等。不置家中。而間中院寝殿。有煙。件煙見屋上。隣里驚。存放火由。驚放天井見之。有繪像佛五躰。色旗等。出件物於門外之後。煙散盡。

文倉

同記ニ。同年四月二日丁丑。自正月所始造之文倉造了。今日置文書。依吉時用午刻。憲栄勘申日時。余着冠直衣。取春秋緯櫃。先入置陽棚。東棚五重。謂之陽。藏人式部丞藤成佐。着束帯。取易詩等緯。及河渠書櫃。復入置陰棚。西棚六重。謂之陰。泰親申云。作文倉。始入河洛書之由。先達取傳也。余從用之。文倉制。高一丈一尺。北外礎高一尺。東西二丈三間。南北一丈二尺一間。南北有戸。四方皆栲之。以板。其上塗石灰。其戸塗螭柄。為不令剥落也。菅以瓦。去倉六尺。築芝垣。廣七尺。高一丈三尺。坤角有出道之道。乾角決地令通水。芝垣外掘溝。深三尺。廣二尺。其外裁迴竹。其外有尋常築垣。西北家外郭。東南別為倉郭。巽角南面有戸。云々。其書有四部。金經。史書。雜說。本朝。

崇德上皇頼長公ニ代らせ給ひて御所よみて給ひ

同記云。久安三年三月廿七日。有禪閤七十賀礼。云云。依和歌不堪。密申新院。不恥上古。今曉下給二首。キミガヨハサシテモイハジミカサヤマアメノシタニモマサムカギリハ。キミガヘムイマユクルヘノトヲケレバケフノマトヰゾツキせザルベキ。手詔云。和歌叓。雖心中迴愚案。無顕之祝心。凡力不

及上古之躰。又極悍思給也。仍度々令申此旨了。然而雖何事、纖芥ノ力及程事者。可兼之由。存思給之故如形ノ二首進覧之。先人ノ習ニ歌讀之程の上手ハ。別事也。次又和歌之躰散々。難披嚴重之席。而今令進覧之條。偏表懇志。長忘恥辱也。為御覧之許也。明日者努々不可令用給也。穴賢々々。早可被破却也。端の歌ハ。字病にやと覚事候歟。然而證歌候也。とありこれハ忠實公七十の賀に。頼長公歌不堪によりて。崇德天皇の新院にておはしましけるに侍ひ給ふ。よみて給ひける時の手詔也。

不如闕礼佛之勤、全敬神之忠との詔

同記に。同四年九月十七日。今日春日ノ若宮祭。仍不取念珠。不得私入堂。自京師奉幣。云々。及礼拜ノ時。詔余曰。汝有神齋。不可拜乎。對曰。君前何以私齋闕礼耶。復詔曰。所奏合礼之意。然而今非所行正礼之處。不如闕礼佛之勤。全敬神之忠矣。余從詔旨。とあり。詔ハ鳥羽法皇乃詔也。この法皇天王寺に御幸ありて。彼寺におはしましける時。頼長公も御供にてさふらひけるなどのること也。佛のみ法をおもしと。さるかに神をもやむごとなくおぼしめしけるみこゝろのかしこさ。おぼしめしまうすにあまりなし。

陸奥國五箇莊年貢好事

同記云、仁平三年七月十四日、去々年、厩舎人長勝延貞為使、下向奥州、先年可増奥州高鞍庄年貢之由、禪閤被仰基衡、金五十両、布千段、馬三疋、基衡不肯増之、久安四年、禪閤以五个庄、譲余、同五年、以雜色源國元為使、仰基衡曰、可高鞍、金五十両、布千段、馬三疋、本数、金十両、布二百段、細布十段、馬二疋、大曽祢、布七百段、馬二疋、本数、布二百段、馬二疋、本良、金五十両、布二百段、馬四疋、本数、金十両、馬二疋、預所分、金五両、馬一疋、屋代、布二百段、漆二斗、馬三疋、本数、布百段、漆一斗、馬二疋、遊佐、金十両、鷲羽十尻、馬二疋、本数、金五両、鷲羽三尻、馬一疋、基衡不聽、國元其性弱、不能責之、空以上洛、重遣延貞責之、去年基衡申曰、不得増所仰之数、可増進高鞍、金十両、細布十段、布三百段、御馬三疋、大曽祢、布二百段、水豹皮五枚、御馬二疋、遊佐、金十両、鷲羽五尻、御馬一疋、屋代、布百五十段、漆一斗五舛、御馬三疋、本良、金二十両、布五十段、御馬三疋者、仰曰、三个所、本良遊佐屋代所申、非無其理、依請、至于高鞍大曽祢両庄者、田多地廣、所増不幾、猶減本数、可進高鞍、馬三疋、金二十五両、布五百段、大曽祢、馬二疋、布三百段也、今日任此数、延貞持来三个年年貢、久安六仁平元年二年来

貢本数。然而返却不受。今年相合三个年歟受之。増年貢事。成隆朝臣高鞍預俊通本良預所勧進也。

祈年祭の猪のこと

同記り。仁平元年二月四日。右少辨資長申云。祈年祭猪。近江國未進者。云々。九日。庚戌。近江目代俊弘申云。郡司申云。祭前十餘日。狩猪不得之。連日狩獵。干今無得。先例如此之時。用代物。先即見北山抄四。

兼平四年六月月次祭。馬代進調布。八端任彼例。可以調布八端。為猪代之由仰。以同趣仰史。と云々。祈年祭猪とハ。御年神ハ。白猪を進らるゝなり。古書にハ見えたり。

女御多子名字のことゞ

同別記。久安四年。頼長公の養女。入内りよるとて。名字を撰ばるゝ。御名字勘文拝見。返上之。愚案之取及。多子優候歟。名字多。可用平声云々。又親王并婦人名。訓未慥之字不用云々。是出公御前。不可讀声。可讀訓之故云々。而近代間訓不慥字等見候。如何。就中多字。万佐留云訓候歟。弥神妙覚候。子細只今参入可令言上候之状。如件。八月七日。大外記中原師安 諸文。とあり。名字とハ。ことゞ名のことゝ。

天皇御元服の時のことゞ

名字ハ多ノ可用平声ヲ
此多字ハ多子ノ多ニテ
テ云ル人名ハ多ノ平声
ヲ用フベシトナリ多ハ平
声ナリ 律識

同別記。久安六年正月四日。近衛天皇御元服の儀式
の中ふいたく。東進當御前北面。留立壁代外畔。磬折奏
祝詞呼。御酒惟厚ク。御肴惟嘉。赤□花手敬祭賜波。
緒モロ〻ノ神達悦□太万比。遺能味乎嘗賜波。御躰平介久
御坐テ。天地乃休事ヲ。日月共受保賜比。手長乃御
世乃。遠岐御世ニ。貴比戴加礼御坐ト申。また御冠を加へ
奉ふ。そのふいたく。當御前進。留立壁代外畔。不揖磬折
奏祝詞。其詞云。掛毛畏支天皇我朝廷。今月乃吉日。
御冠加賜比天。盛尓美岐御貞人度成利賜奴。天神地
祇相悦比。護利福倍奉賜比天。御壽長久久。寶位無動

久御坐世止申。とみえたり。此二つの祝詞。文いとなるべし。ただ
先なるハ。さらに拙し。今假字づけも何も。本ぬきにしるせる。
かなづきなど。後に写し誤まりとみゆる所ことなれど。かなしよりい
となるべきなれし。古言ぬきなれ。その〳〵まじれるハ。ゆるきなる
の有しが。つぎ〳〵にふらげまて。かくなるべしなるべし。この
ごろもやく。古語をもしげにしたれたてし。しまる人もなかりしかも
みえたり。おくなるハ。さらにもなれど。天皇の御事ぬ。天皇我朝廷と
あるハ。いみしき誤し。古語なり。天皇我朝廷とハ。朝廷をこそ申せ
ま。天皇ぬ我申せることなし。これ中言なるも。天皇をも。みかぶと
申ひたり。古語をみえて。心知誤まるし。よて寶位と申ひたて。中言

よりもしるされ、祝詞宣命にも、つゆのことはもとで、たゞ云にもあらず、漢云(カラコト)し、ことついでにいふし、もべて後の世のこと、祝詞も宣命も、たゞ云ばしらざるから、漢語(カラコト)のことにぞ、はりもてきにける。

頼長公は印のこと

同記に、仰(セテ)文章博士茂明朝臣(ニ)勘(ヘシム)印字様(ヲ)是(レ)頼字古文也、用(ル)名上字(ヲ)例也、云々、印、以銅鑄之、方一寸九分、高(サ)一寸八分、壷、以銅鑄之、其形如小桶、身、口徑三寸七分、深(サ)一寸七分、蓋、口徑同身、深(サ)三分、

ねかふにんはべきこと

云ねど、又さらぬことも、ねかくにんはべきことどもなり、あまたぞ、

ゆけだ、ききば、さけだ、ちもバ、ねどいふしるべひの云を、しるれも、ことだ、ひりだ、笑ば、咲だ、笑バ、と出すねもども、しろ出てハ、ひるハとも、わらバとも、よるも、そかもそのでうにて、まぎるくなに、後のことしらぬ人も、よみ得りて、写すとてハ、ゆきだねるを、ゆくハとも、ゆうだとも、俗字にもうれなきてすれ、されだかくしるがひに、よみまがふべきこと、みな俗字にかくべきことざし、又鹿、鷲などと、用ふに、かはたとなり、うすむ月、ちぎらぬ、ちぎる云の染、などやうにいふを、鹿なり、鹿月、鷲ぬ、鷲云の染、ねどかくハとろし、用ふにいふ時は、鹿と云ひ、鹿む月、鷲らぬ、鷲は云の染、などやうに、たゞうくもじゆえて書べし、すべてかく鷲と用ふにつかふ詞は、用の時は、たゞうくもじ

を添てかゝざれど。ゆるくしてもよし。さうりとハ。麗せん。
麗み。麗む。麗めり。まみむめり。るぐひし。又のみぢだといふも。
らず。なほ葉とのみ書てハ。のみぢとのこといふと。まぎらはし。都ふ備のふ
紅葉とかくも那なるれど。こハいとよまずに出ざりし。のみぢ葉
と書べきし。葉をバ真字(マナ)に書べし。うきぬもそとふ仮字に書てハ。
ことをえめたとにゆきするをバし。又うきがきみりねどの加に好字
をかくハむがてし。あまうめ一ハ。ぶめきふて。添といふてふをあ
らざ。されど紫と書べきふちゝたうざるをバ。らど仮字にかくるぞ
よき。又隠(カクレ)が住(スミ)かなど。上を真字。下を仮字に書るハ。ごちわく
る也。此るぐひみなほじ。まじしに帰字いふぞや。おぼ也。なかなかなん

に詠字もいかで。詠みて。声をながむることにてある也。詠をよみてなが
めなどよむハしさて又つねにそれをぬけるをいふなるべ
てよろし。されど上件のたぐひ乃すぢも猶必しおふかるを。
今ハさぶらひ書きに一ッ二ッいづるのみし。かろくいひ出ししそもく
いかうへ人を。悩(ス)すも盛なるにも捨をぞよめきなるも。おやくうに
て。文字ならぬも。よりまかせて書るれど。今もしるべからに書ても
わかるべし。ちまでうちらくことしたまハ。らざくしれ後の
世ならてそたうさえても人とるべし。されど古風このみてよろ
づふなるうしみむを好なる人も。からの仮字いふをバ。必きくはた
しかるまじき。かなしべうそんもでで。そまましもたうくじいふし

へは、かくへの人も皆心明らかなりしかば、いかに出でも、よみしるがゆ
ゑことなるとしかばこそあれ、とれ其は、みづからこそこころえる
らん、かくへの人は、心ばしるし様ぞ、そもさまはよみしるがへ、家し知が
むるしるぐひのこと多かるはバ、いかにもものかくにハ、心をべきことぞと、
おのれハ思ひそわてぞ有る、さまはバおのがくせりて、法のふ和らふ、
よみしるがへやせん、うつし知が色やせんとのこと、こゝ法をるわどふ、
りまとりいとゝ法る和きを得いとゞ志ぐうとて、かくハかりハあ
ゑし、又古言和ぞハ、和ふ人のよみしるがへ、強ゑて多きをいかで有
やまらぬ、正しくよましきんとするほどふ、さらでもなるべき事
なりも、度ごとふ假字づきしれどして、心ゑれ人にハ、ならはるく

を、みづからもかつはさしわれがら、さまつきしらくせは、よふそれはが
しるきことぞふなりし。

法みせんといふ和の事

なる人乃、今は其ふ有まゐくもてなぞふなる、さみせんといふ和
聲ゆゑれる意なり、言よみしうをとこひける、そはいまやうれ
しるはしる和まて、いかしへこのむとりがらなどハ、いやしむるとぞ
のりの和はバ、いかふぞやうなりけるくおぼしけるとぞ、さまはいなと
がらき人乃いふことれりけるはバ、いかぐハせむふ、よみて出けること。

きかせだやいかしへ人より三のをれみ川乃さらべをこて
法をしくやとて、俗の人にハ、ならはるむを、かりそおこなりがてら。

その詞、ぬろしかけの、楠の本ハ、かきてもかわひ、かうばしや、おやどり
あきや、此宮ぬ、さのこハなつそぎ、そさきそ、かく唱へて、楠の本を
あるとし、かれ田人、小篠ハ野が抱がうりし。

新鮮の人のしたゞ

同じ人のうたきるハ、今新鮮の田人乃語、いやしれ者ハ、訓と字
者と、ゆつく種ていひ、よろしき者ハ、字者にていふ、しるとへだい
やしきものを、刀をたんぞう、火をふるをあといふ、たんを刀
の訓、そうハ字者し、ふるハ火の訓、をあハ字者し、そをよろし
き者ハ、刀をそう、火ををあといふ、よほづの云、みなけでうしとうた
ゆれ、此人を、いまし天明三年ふかの田人の、石見、田りしるゞよひき

よりけるふ、志だく、急て、語る云ゆまるしといつり、訓といふをかの
田乃言、字者ハ、漢字ぬうの田ぬ者し

ある人の云

楠の花ざかりふ、あよむ友ぶち、うきかきつゝまて、そこかしこ
と、こんにつきけるがつるさふ、えしむどもぬりがうりつて、あるふ、むとり
がいふやう、まつを、あよるむと、思ひ色ぐらしける種ふ、ふの花をいふ
をけるを、こゝやうふもんだちなりぬといつるを、をこがましれやうなるまで、
まことハしまもさとあるこゝ、をうしくぞ、なし。

さはぞうと

古佐田りてハ、澤本履（サハボクリ）といふ物をて、深き田ふおりしろふハ、

おちいる海じきしゐ出ふ。たくしとう此国人うたるを記。

去佐国より火葬なし

去佐国ハ火葬といふ事なし。さるなかに。此国人ハ他国の火葬ふ出ることをかくさゞれバ。ひやしにすぎに出つりとぞ。こゝもかの国人乃うたりゐるに。そこに近き其所さぐ見うとしひしに。いふしへより始りとぞいふ

やいとう

文兄法師が正治二年に。鎌倉の将軍頼家朝臣に。返事するに。おもりたりし書にいはく。ひつきやいとう。孫んじてやきバ。やまひいえぬし。といふ言ひり。君とある人の。居のいさ見をうけいる

べき。しるとへりいふ語し。やいとうといふこと。もづらしくあげして。うれいでゝおきつるし。

ほやのいぢし

肥前国の佐伯の海にし。ほやといふ物あり。紫色にて。海鼠のぬく形る形しる物しと。佐伯の人うたりあり。始しバ左右日記に。ほやのいぢしといふハ。そもそも飯ぢしにしたる物るべしと。或人いつり。

ぬぐし くづつ

其後国人のかたりゐるハ。ぬぐしといふ物。今も家国にありて。用法し。くづつも有り。くづといふ。縄してくゝて。小さ具物ど入ル事物しと語りき。

石ぬしといふ魚

或人のいはく。物語書ぬぐふ。いしぬしといふ魚は。今の世にこ
ほといふ物なるべし。此ぢは。鴨川桂川などにも多くなりて。清水に
石の下にかくれゐる物にて。石の下にゆしぬぐひてとるし。石ぶしを
いふ名にしかなつりといへり。

淡海公御天智天皇の御事といふ説

帝王編年記云。齊明天皇五年己未正月。天皇自紀
伊國温泉還宮。是歳皇太子天智天皇妊寵妃御息所。車
持公女婦人。賜於内臣鎌子。已六箇月也。給件御息
所之日。令旨曰。生子有男者。為臣子。有女者。為我子。

爰内臣鎌子。守四箇月嚴重。令遂生産。其子已男也。
仍如令旨。為内臣子。其子贈太政大臣正一位勲一
等藤原朝臣不比等といへり。大かた名ゐきくまハ。よくかや
うの説をいふものゝ。此説なぞハことに信がたし。左をもつらざる
後の世人乃いひ出たる例の説なるべし。

たゞ物のたし

さらし物の日記にいはく。淡海の橋。くづりし時は。黒木をもてし
もゝりし。此度は行ゆきぶふ。見て御ぶ。舟にて渡る。入江にし渡さし
橋也。その海はいと以みしく浪なくて。入江乃いたづらなる洲ど
とにむとあるなく。松原の此所にしるゆらり。浪のよせうつるもい

ろいろの国のやうにみえし。まことに松の末より。信ぜこゆるや
うにみえて。いみしくおのしなし。そもそもかくこれハ。ゐのそな
といふ故の。えをいはぬるばしきは。のぞみぬるもバ。三河國
の高師の宮といふ。

天龍川

きにかゝる天龍川をいまへる。天の中川といひなるよし。ほど
さらしたるの日記なハ。てんりうしといふ川のつらにふしといふ。

佛名の野伏　かづき綿

歴代編年集成云。兼和五年。天皇十二月。寒夜天覚
眠之時。側有講佛名經之音。不知何方。于時召藏人。

令賜寮御馬。早就此音。可尋其處。聞音只同。前路眇
眇。尋行大原辺。猶無其處。仍至比良山麓。有一僧庵。
尋子細之處。答云。我号浄安大徳者也。一年中之間。
取作罪障。以之令消滅也。仍轉讀。帰参奏由。重召伴
僧。令行御佛名。而僧一口不足之處。一人僧。臥内野
芝上。相尋處。僧云。可被行御佛名之由傳兼。為聽聞
欲参。待日暮。暫臥是之芝上。即召此僧畢。号野臥是
也。浄安遂被補律師。まゝ延喜御宇。佛名僧。寒夜不
便也。御下襲切三。被重横臂上。自其以降模被着白
横臂也。其後勅云。左肩可寒。仍綿被也。已為流例不

絶。但近代毎事不法歟。

清芸くれ大嘗月日悠紀主基國郡

宇多。仁和四十廿八御禊。十一廿二乙卯大嘗。近江
播磨。　醍醐。寛平九十廿五丁卯御丨十一廿辛卯
大丨。近江丹波。御屏風野美材書　朱雀。兼平元十
廿五御禊。十一十三辛卯大丨。近江丹波。御屏風。道
風書　村上。天慶九十廿八乙酉御禊。十一十六癸
卯大丨。近江備中御屏風。道風書　冷泉。安和元十
廿六御丨十一廿四癸卯大丨。近江播丨。御屏風紀
時文丨　圓融天禄元十一十七乙卯大丨。近丨丹

丨。御屏風。藤佐理丨。　花山。永観二十廿五御丨。十
一廿一辛卯大丨。近丨高嶋郡。丹波天田郡。御屏風。
佐理丨。　一條。寛和二十廿三御丨。十一十五己卯
大嘗。近丨野洲丨。備中下道丨。御屏風。佐理丨。　三
條。長和元十廿七辛卯御丨。十一廿三乙卯大丨。近
丨坂田丨。丹丨天田丨。御屏風。行成丨。　後一條。長
和五十廿三甲午御丨。十一十五己卯大丨。近丨甲
賀丨。備中下道丨。御屏風。行成丨。　後朱雀。長元九
十廿九乙酉御丨。十一十七癸卯大丨。近丨愛智丨。
丹丨氷上丨。御屏風。藤定頼丨。　後冷泉。寛德二十

廿辛未御丨十一十五大丨近丨甲賀丨備中英賀
丨御屏丨源兼行丨　後三條治暦四十廿八丁卯
御丨十一廿二辛卯大丨近江愛智丨備中英賀丨
御屏風兼行丨　白川兼保元十卅甲午御丨十一
廿一乙卯大丨近丨坂田丨丹波多紀丨御屏風兼
行丨　堀川寛治元十廿二御丨十一十九丁卯大
丨近丨甲賀丨備中賀夜丨御屏丨伊房丨　鳥羽
天仁元十廿一丁酉御丨十一廿一丁卯大丨近丨
甲賀丨丹丨氷上丨御屏丨定實章綱丨　崇德保
安四十十五甲午御丨十一十八丁卯大丨近丨甲

賀丨備中下道丨御屏丨　近衛康治元十廿六乙
酉御丨十一十五癸卯大丨近江野洲丨丹丨氷上
丨御屏丨定信丨　後白川久壽二十廿九癸卯御
丨十一廿三丁卯大丨近丨甲賀丨丹丨氷上丨御
屏丨朝隆丨　二條平治元十廿一辛未御丨十一
廿三癸卯大丨近丨坂田丨丹丨氷上丨御屏丨伊
行丨　六條仁安元十廿七丁酉御丨十一十五乙
卯大丨近丨坂田丨丹丨多紀丨御屏丨伊行丨
高倉嘉應元十廿一己酉御丨十一廿二辛卯大丨
近丨甲賀丨備中賀夜丨御屏丨朝方伊經丨　安

德。延引初例壽永元ノ十ノ　御丨。十一ノ廿四辛卯大
丨。近丨野洲丨。丹丨氷上丨。御屏丨。朝方伊經丨。
後鳥羽。元暦元ノ十ノ　御丨。十一ノ十八癸卯大
丨。近丨甲賀丨。丹丨多紀丨。　土御門。建久九ノ十ノ廿
七辛卯御丨。十一ノ廿二乙卯大丨。近丨野洲丨。備中
英賀丨。　順德。建暦二ノ十ノ廿二庚子御丨。十一ノ十三
乙卯大丨。近丨甲賀丨。丹波氷上郡。　右の件。同書に
しるせる所とまたしるきわり。とくしかくしるるもしかれバ誤れ
ることをしらむか。しらもしらぬ。いとゆゑなくて。え考へしるべきなど。しるべ
本ゆきくに志るせり。

肥後の阿蘇大宮司家菊地家ゆゑ隈府孔子堂ゆゑ
肥後国古今城主考と云物にいはく。益城郡岩尾古城は。矢部轟（トゞロキ）
村のうちに阿蘇大宮司。岩尾在城と。古記にあり。いづれの大宮
司といふことハ分明ならぬ。大宮司始めハ阿蘇。其後小国南に矢部
に居住す。文亀ゆ末永正の初より。菊地家衰弱して。国中次第
に敗乱に及べり。此節大宮司ハ四箇の神領乃外。益城一郡。
まれ取て手に入るとみえて。幕下ゆ士。取ての城主とる者多し。
天正十五年六月。秀吉公。矢部の内にして。三百町寄附。其餘ハ
没収せらるゝ。惟乗神主なり。二位惟豊惟将惟種の代に至
りて。阿蘇家最盛なり。惟種の次。惟善友貞友隆と次第

を。薬地郡隈府古城を。後三條院延久四年。一云二年大夫將監
則隆。當国に下向し。薬地の領主となる。是は菊地の始祖なり。
則高ハ中ノ冥白藤道隆公四代の後胤之。則隆の子經隆を。薬
地二代と称す。後に若宮の霊社と号ス。三代經朝。四代經宗。
鳥羽院の武者所と称す。五代經直。六代隆直。肥後守と号ス。
安徳天皇の勅命に依ひて。忠阿り。隆恵なり。東鑑に見えしと
ゆ。七代隆定後鳥羽院より仕へまゐり。武者所に於ける。八代
能隆ハ。豊後の大友の始祖能直の婿之。九代隆泰。十代武房。
一説康成文永弘安両度の合戦り。對する筑前に於て。蒙古人を
討平ぎ。日本の武名は異国に施きり。十一代時隆。十二代武時。

法名寂阿。後醍醐天皇の御為メ。博多に於て討死。十三代武
重。肥後守と号す。忠義の勤メ。勇烈の志。都鄙に於ても於し。十四代
武士。一説武俊。或武敏。或云武重甥。或云養子。或云武重弟。十五代武光。肥後守と号ス。武重
以来肥後国主となる。征西將軍ノ宮を輔翼し。廿年の勤労を
以て。鎮西一統の武功を於て。九州の士庶。手號令に應ず。十六代
武政。隈府に城をしるし。武光の代までハ。菊の城といふ。
居ス。薬の城を。深川村の北に在リ。十七代武朝。肥後守又右京大夫
と号ス。法名常朝。十八代兼朝。肥後守又右京大夫といふ。十九代持
朝。従四位肥後守と号す。月松屋形と称す。廿代為邦。廿一代重
朝乃代り。隈府に孔子堂ありて。春秋の祭礼あり。廿二代武

運。從四位肥後守ニ号ス。後ニ能運ト改ス。永正元年。能運死
て。菓地の嫡流絶ゆるに。依て為邦の甥乃。肥前守重安の子。政
隆を以て。能運の跡をつぎ志ス。菓地古三代の屋形といふ。然れども
西中法士ハ一致ナレバ。同二年。西侍八十四人。連判の誓書を以て。
阿蘇大宮司惟乗ハ長子。惟長を申シうを。菓地の養君とし。惟長ハ二
位惟豊の兄なり名ハ武經と改む。先より政隆と武經と鉾楯ス。其後の
大友氏。阿蘇家ニ心を通じて。武經を助く。同六年。政隆自殺
ス。これより西中みな武經に従ふ。然ニ後ニ武經。阿蘇大友
に伐せず。暴逆のぬるまひ有て。沒落ス。菓地武包を奉じて。
古四代の屋形と称ス。武包ハ。菓地の庶流託摩武安が子也。屋形乃

名のみにて。孤弱也。後ニハ高麗へ赴ク也と。同十七年。大友義
長。菓地家ハ主君とお議して。主子重治を以て。菓地家をつぎ
し先。古五代の屋形と称ス。後ニ義宗と改ス。又義武と改ス。右
兵衛佐と号ス。從四位ニ叙ス。後ニ大友家に叛き。悪行ニて。
人ゆるゆ失ス。他國へ流落して。法ひに菓地家絶滅せり。

御即位親王代礼服

實躬卿記一名先人記云。永仁六年十月小十三日丁卯。天
晴風静。今日天皇春秋十一歳御即位。官廳也。實躬被定
右親王代之間。已尅着礼服。先着烏帽子。理髪。小烏帽子
也。如随身烏帽子也。次着大口。例大口也。次着襪。例襪二重。上赤地錦襪着也。可有休

組・欤・或
又無レ之・次二著二單衣一ヲ・例・單・解二放ツ袖ヲ一・強テ不レ見エ之上、小袖次ニ
著二表袴一ヲ・可レ用二唐綾一ヲ・袴所二著用一スル也・右親王代又如レ此・表ノ袴大口等
腰・如レ恒・次二著二裳一ヲ・深色ノ顕文紗・自二表袴一次著二小袖一ヲ・黒擂
結レ之・三寸引上テ著レ之・次著二大袖一ヲ・麹塵御綾・織文雲唐鳥ノ丸・
以下帯ヲ又結レ之・大袖頸帋半當テ次結レ綬ヲ・如ノ平緒前
折レ之・表ノ久ニ故大納言著用如レ此・緋垂ノ平緒垂レ緋之間如レ此・緋
至二大神一末ニ上ノ程平緒垂レ緋之間如レ此・緋
後右腰尓垂レ聊寄二前方一・総ノ末至二小袖一末ニ・次付二玉佩一ヲ・付二右
腰一・付二下帯一ニ・如レ付レ之・其末ヲ綾ノ末ヲ押レ交ヲ・次結レ之・次帯二劔一ヲ・紫ノ擅平緒垂レ前ニ綬ハ少シ
垂レ之・出レ石ヲ見ル一寸余・後平緒下ヲ一寸余出見ニ・次著二玉冠一ヲ・冠合テ頭ニ調レ之・仍テ燈心ノ輪頗ル
利一無要ノ之間・不レ入レ之・紫ノ組ノ緒・自レ耳後ノ頸ノ下ニ結レ之・又搆二小キ緒一ヲ・烏帽風口
是レ今要也・表ノ久ニ故大納言自二里亭一著レ之・次取レ笏ヲ・須持レ笏
間以置二物化一之・扇・紫ノ扇也・為二用意一懐中ス之ヲ・
已上玉佩之外ハ悉ク新ニ

調レ之ヲ〻〻ゆ・字一誤ルカ

箏仲ゆ〻しけ墓のいしぶみ

僧契沖没・実ニ元禄十四年矣・没ノ即テ塔ス二于圓珠庵一・庵ハ在ニ
大坂ノ東郊一・距レ今四十三年・塋域荒蕪・款字漫滅ス・庵主
源光憂レ之・将レ修レ之・焉・乃謀ル諸ヲ江友俊一・素嗜テ為二和歌ヲ一・學レ沖ニ
焉・議便能合ヲ・遂ニ欲別ニ造テ碑ヲ而記レ其顛末ヲ・以列二之家上一・
乃俾二余ヲシテ文一セ之ニ・余以弗レ識レ沖ヲ・且儒釋殊レ塗ヲ也・辞ス焉・俊カ曰・
沖雖レ則チ緇流一・善二和歌一ヲ・及治ニ萬葉集一ヲ・而有レ功ニ于訓詁一者
也・水戸義公之命ノ詞臣一ニ為ル萬葉集纂註一ヲ也・今而請レ沖ヲ・
固ノ辞ス不レ就カ・於レ是ニ乎撰テ二代匠記一ヲ・以献レ之ヲ・總釋副ノ焉・則公

嘉其善解古言善釋古歌乃餽白金千兩絹三十匹
以展謝之沖即散贍貧乏修塔廟一錢尺帛不以随
身公又閲古今餘材抄至柿本大夫赤石和歌解大
服其卓見乃復與書強起之辞曰林壑之性不媚拜
趨終不就所著漫唫集二十卷下河邊長流子序之
厚顔抄改觀抄勝地吐懐篇各三卷勢語臆断四卷
源注拾遺名所補翼各八卷類字名所集七卷和字
正濫五卷河社二卷代匠記二十卷總釋二卷古今
餘材抄十卷沖為人也寛厚長者謙恭愛人強識博
覧旁通經史嘗為人説萬葉集引證確実雄辨如注

聽者悚然以為古行秘書之流亞幼時長流子誦其
篇什莫逆乎心乃請為方外之交相與唱酬以為得
一鍾期焉其優浮屠之法即具載水戸詞臣安藤為
明所撰行狀及僧義剛所録逸事狀此沖之梗概爾
余聞之嘆曰斯異乎世僧之撰其豈可以浮屠之故
卻之耶乃取行狀讀之沖姓下川氏諱空心祖考諱
元宜仕肥後守加藤清正考諱元全仕尼崎城主青
山幸利娶間氏生沖五歳能誦定家所輯和歌百首
七歳嬰疾幾死乃懇父母為僧時年十有三矣性恬
澹愛静不欲主巨刹晩住持攝之妙法寺盖為邇母

氏ノ居ニ也。母氏終テ天年ヲ乃退ニ居ス圓珠庵ニ沒年六十二。臘五十云。寛保三年癸亥孟冬。大坂五井純禎撰。こ乃寺珠庵といふ事。大坂のうち餌指町といふ所にて。此あるしの墓ハ。その庵の志ゑの内。竹村のかたわらにありて。まへこの碑にしるしたりとぞ。おのれさいけらう大坂にゆきて。此ゑのうちにあるしをもとめしかり。いかで立ちよりて。此をかもとをがまばやとおもひし後。日くれかゝふ所にて。やどれ家とて給ひ。ほどくなかりけれど。そこにそがれて。えねきざりきかし。此いしぶみの詞を。人のうつしてもらるもきゝ後。又写をるし。

祇園の西門の前の大路の東家

百練抄に。寛元元年正月四日辛巳。去夜祇園ノ西大門ノ前ノ大路ノ在家。南北両面。拂テ地ヲ焼亡ス。西ハ及ヒ橋ノ爪ニ。東ハ至リ今大路ニ。南ハ限テ綾ノ小路ノ末ヲ。及フ数百家ニ。とあるより。今の祇園町のうちにて。そのころより。もやく家居おほかりしとあり。後嵯峨天皇の御世也。

おのれとゝもなりて人につゝふ所をもしかきす

おのれハ道のすもの家のすもの。ながらへ此しの家のおもむきにより。しるべ古へ此書たれ。かむかへさとれるのことを。其家の傳へごとくてハ。うきつゝへとることさらに知られバ。家々の志ゑしきれど以ふかぎりハ。いかれる物にか。一ツぶに志ることなし。さるバ

又人ふかりもはてく結ぶ傳ふべきぬしもなし。すべてくよれるすハ。
いかにもしく。其ふ記ろくせ留れしく思へど。いましへの書を考へ
ろくけれりえとりと思ふかぐりハ。みな書ふかれあらりして。嘉
とのうしこめしるしやしハなきぞうし。おのづからも。おのまふとて
ぐしく。掬まれだせと思りむ人あらバ。しるべ行らハをるぬこゞ
も我よく見てあるなべし。そ我をれちて外ふハさらふをし
ぬだきふしハ和きぞそよ。

○もはこしは老子の説まふらはそふ恥ある事あるす
おのまへうまてはそのおりむきは見明らせて。そきつらせ
家を。漢家(カラマナビ)はそりがら。うは西乃老子といふものゝ説(トキゴト)ふよれり。

と思ひ以ふ人。こまかまにつる。そもしく。おのが道をそく語れ。いさく
りも私のさかしらをバまじへず。神典(カミノミフミ)より見てしるまゝ和るまゝ。
あぐし注釋どもと。くらべ見て知べし。かくてその語の。しゐ
りは老子といふものゝ言と。かくるそうぐのある我見て。ゆくり
和く。そもふとりて。いつりとハ。俗のかのりはこしは西我おきて外
ふ西をなく。かの西和らでハ。何すも始まらぬこと。記をおりむき
ふおりひともる。むがんより。さハ思ふなを見り。いふしへより。漢西と
通へることなく。しるがひふ中(エ)も及ばざりし。西とふも。ほどくふ
法宗つく。あべきかぐりは。おのしく本よりあるゆる中ふを。結ふ
皇西(ミクニ)を。家(ツ)は國の本。よはづの西は宗(オヤ)とする法西和とば。家

ことにふまつらせて正しきまつりをせしめ皇國りてそ傳
ちまとられ他国(アダシクニ)にて偽ハ出ることなりしバ此そを出ることなりたハ
ぜ然るにもろこしの国にかの老子といひしハ古ぐ出てかしこくと
どもぬかき人にしてそ名を先に其のこちらく ちりしぶちる教へ
そうそべてそよ給しきにくとも まことにそ いとよ給しからぬ
中々の物害(モノゾコナ)ひと給ることなさとりて まことのそハかくてそなる
ぶきものの物也とそしぐ みげから考へ出ることの中にかむり
へあてく しまるく此まことのそこに似たる如し 合ることもなる
なりけるとなるハまことのそハ もしより人のさかしらをくそへと
なくて給く 皇神(スメカミ)の定めおき給ることなるそこにしなりしバ そ乃お

もむきなりかなりしにて かもが さかしらをにくめる説そ おのづから
似たるとて給ふなるとてろ名べきことなりし 志ハあもども かも
が似たるハしまぐおのが智慮(サトリ)りて 考へ出たるかぎりにてそあも
皇国り生れて正しく此そを実法にあらざもバ その主(ムネ)なる
る本のおもなきそ 出ることなるハぞ いとくしまぐしく さらに似も法
かぬことなるなり 今の僧等のそもがら 志ハしまぐるとて給をバ志ら
でしまるくかたりし 似たるおもなきのあるなりしへて そもによもわ
らしもいひまをハいとをこしかし 大かたよろづのまし おのづから
こもにもかもにも かもしくにたることハ かなりぞまぐ法あり
て此そも儒のおりむきとかよつるそ給もまぐつも 佛のそとも

似たることハなじまれバ。おのづからかの老子とも。かよひ似ると
ころ有るべし。されどなにごとも傚へるにてハあらず。

○道をとくことハいづれも其ゝの人の事として

ざるにもかゝはるまじき事

道をとかむとて。儒にまれ老にまれ佛にまれ。彼是くらべ
のよろしきをとりあはせて。おのがこゝろのよきかたにまげてとりよ
せなどするハ。其道の意にたがひて。よきなりといふハ文飾(アダシ)
ことぞかし。いとひさしけれ。さるにいひしためをみせさ
まにて説(トカ)くときのみにて。わたくしのよきにかなひたるを
さし。似たるも似たるも。異(コト)なるをもよしかたと。学にか

くに異道(アダシミチ)の意にハ。いかでかゝはるべきならざるにあらねど。又かくとき
ゝめるむねハ。学びをもかゝはらず。ひろく人を信ぜしめねど。其の
人の心をよりて。いかにかゝとも見なきまで。てハ文にてはかりよしなく
ぎりなきことなし。すべて学人のほかに其りとも。とふべきすりハ
あらじ。しもいはずしそれとはうゝへのさゞひあるが学にも絶て
信ぜる人なくらむ世にも。なほ神の御典のおもむき始めより
てるハかゝるべきことなる也。

香をきくといふハ俗言なる事

香(カウ)を嗅(ク)といふハ。香をかぐとこそ古(へ)の詞なりけれ。すべて
物の香(カ)を。薫物(タキモノ)なども。かぐといふぞ雅言(ミヤビコト)にして。古き書どもに

などふも。花ゝちぢ相のしきせかぎだとゝんし。源氏相風の梅枝ゝ花
ふ。しかき相左のおとりまさるは。無題つ。高の論め(サダ)給ふそ給ふ
も。人々はんゝに合を給つる。源さ儀さをかぎ給ひ給せ給つるに。なども
そんしとも。笑(キク)といつるすは。當時書に見ることなし。今の世の人。
は。そをバ思ひて。香(カウ)などをかぐといはむ。いやしき詞のごとんは
ゑ思ふは。中々の知がことし。きくといふぞ。俗言(サトビゴト)にハ有る。

りほうしに名ゝ花相と人の佛法と信じ給ひ

佛のそこは。りつこし時に出て。よくに名ゝるき儒者などの中にも。
信じ給みしるが。何ゆゑ中の思ふにとりてハ。後ことにさてしがさ花相
にてそと思ふ人あ思ひとが。かのりつこしにて。志ゝ名ゝるき相しつ

人ごとも乃。佛をしんじ給ひしるやうなるハ。まことはんに信じたふ
とゝしるハいかゝきくなくて。おそくハしくでりて給ひしるにてあ
ま。さるハかのそこは説(トケ)るやう。おやしく度く大きにして。此世のお
かを。とゝくほく。さとりの明らかしるさゝ。さべくん乃おきてなど。見
づらかにおかしたりのなるが有に。詩作る人などハ。さらにもいはず。さら
ぬも。こまぬりてあそびて。風流(ミヤビ)のしゐまをにぞしゝある。又
その儒宗に。高僧と中ゆるほうしどもは中にも。実にそゝみ信じ
て。おこなひしるにそ給ひしで。世は中の人なりしゐふとまれ。いさんよ
く心みしきなれどめて。後の世までにふがきむしるに。そのそこの姿
みを深くまび。りほうしは慾をも思ひ。しゐへがうきおひをもし

て。海こしぎにぬるまひとるだし。多く見しとめる。そもしく利のと
見名はとめにて。命絶さへり。をし海ぬとぐひもなるなどなれば。
何うは。そもいとなりやし。世べきことにもあらばうし。

世の人佛のそこにんのよるもやすきなす

ほとゝぎはそこにて。さばうり法しぶちとる。今の世は人のんも。うつわ
やすきハ。かならばそもたよろしと。思ひとるにしもなるほど。むかし
より何ほしく。さかるもにて。おし。おべく。世中は人の皆おこなふほざ
なるに。かくへきりとやさるぞ多かりける。すべてなにほざも。世にあ
ま孫く。人のみなするなにて。しかしとすぐ何にんのよるもやすき
なるひぞかし。

ゐれうにいふ人の雅云(ミヤビゴト)はしこれなす

すべてゐなるにて。いにしへ乃言はしこれなこと多し。はにとわき
世人のいふ云は中にて。おもしろきことぐことぞまじれる。おのまと
しぶろんを法にて。をきき世人のとぶらひきとるにて。其(ス)その世の何
をとひきとし。その人のいふ云ぬも。んとぐ見てきくとすると。
なるに世は何をとあるほく。其なつ見れば。いかにおもしろきこと
おかからん。ちうきころ。把後世人のきとるが。いふことをきけば。世に
見る事なるほどいふとぐひを。見ゆる事ゆるほどぞいふなる。これ
今の世にハとえて事ぬ。雅(ミヤ)びとることぞづかひなるぬ。其世にてハ。おべ
てかくいふなやとくむかしバ。むかしぶるの綫(シヅ)山がけ。皆見ゆるき

こゆるさゆるゆゑ。おどやうにいふを。さうしさうじをも法くろ
ふねどの者ハ。多くハ見てゐるゆゑとやうにいふし。そぞ流れる。そハ中くに今ノ時
よの俗(イヤシ)きいひざ風なるを。たゞべて。ゐる時人のいふから。そをよ見て
とんねるなどゐるを。いづまれ出りても。志づ山がりのいふ云ハ。よそ
おまりながらも。おゐくむりしれ云ハいひつゝへるゆゑ。人志がく
ふぎれて。志き里おどハ。他(コト)人も入まじと。都の人などを。こゝにふ是
てきかよひなどする。ほどにおのづからしてかしこの詞をきくなら
云てハ。おのまもてこゝえるもして。おまさかしき今やうにうつるや
さくて。苦ざるにとゐく。中にいやしくなんなりもてゆくめ
ゑ。まことや同じ云ぞれ出の。又の人のいつる。かれ出出て。云きがへる

といふ物を。しゐんがくといふなるハ。古れしゐにぐの訛(ヨコナマ)をおるべく
おぞ也。とかうりしハ。後ことに私なるべし。此しゐぐひのこと。出とり
なれ中ゐこしおゐるを。いまハ物と思ひ出るゝことゆゑ。なれ
おりひいでもまくに。又も此ゆゑ也。

年れ始のせちといふす人の妻を内方といふす

年れたゞ名に。いたゆる振舞などするを。節(セチ)といふ。壬生忠見
家集にし。うるとし後の屏風。正月せちするところを。其處しろ
といふ日をむかへつゝ年れあるじと家や。おのとなる事。書くに家集
に。法ゐたけの中納言内方(ウチカタ)とうり。人の妻ハ内方といふハ。なる
きまとおりけると。

○おりけま七

催馬樂といふ名はなす

長瀬真幸がいはく。催馬樂といふ名は。その初に作いでしたる。吾駒の方によれるものゝ。その方は。伊天安加己末。波也久由支己世。万川知也末。安波礼。万川知也末。波礼。末川知也末。万川良无比止乎。由支天波也。安波礼。由支天波也見无。これは此方はもと。前紫集十二に。乞吾駒。早去欲。亦打山。将待妹乎。去而速見牟とあるを。ちゞ其の二句。馬を催す詞あるゆゑもて。催る樂とは名けるゆゑ。樂は。唐の樂曲どもの名。某樂ゝゝといふによりて。添へたるにて。やがて其字を用ひて。良とよぶし。さて此吾駒の方を。初めとするなれば。其名を。もろくの曲乃惣名とせるゝといへる。此説よりなし。體係抄には。猶和葛新作續教訓抄云。催馬樂といふは。催馬樂といふ樂あり。それよりおこれり。此樂の唱方に。駒をもよわれといふことなれば。やがて方になして。玉くよりそうひ出しより。東駒といふ催る系これは。といへれど。これは。かの方もと万葉の方なることは。しらずして。唐樂の唱方より出たりと。誤れ。作るへと家知がことにて。玉くよりうたひ出しよりといふも。ひがことゝ。又あるゝ説なり。催る系といふは。いまへ。徳宗より。此貞物を納むる時。民の口ぶりしらひしる方にて。此貞物を負せる馬は。かれもかれ。其ことゝといふは。催馬といふ名につきて。造りしるつゝ。なき説也。

又縣居ノ大人ハ、さいだりを、さいだりといひなせるこゝとて、やがて催
る樂を、さいだりとかきしられども、こゝも得らしきたり、さいだりと
いふ事もと、さんだりに衣をそそ見むこゝといふ事ハ、一曲の名ハ事
を、十六曲の惣名として、大前張（サイバリ）小前張（サイバリ）と分もしる、皆神樂ハ事
方につきしる物にして、催馬樂とハ、もとより別物（コトモノ）なるをや、さてつ
いでにいはせ、さいだりハ前張と書ハ、借字にて、初榛（サイバリ）こゝ、さて又或説
に、催馬樂といふ事、もと庫樂ハ名こゝ、和名抄、音樂ノ部曲調類、雙
調の條にり、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鰭河、和風樂と、なるべあ
ぞとり、之ハ庫樂こゝといつるも、むかしこゝ、こゝハ、吾鈞の事ハ、雙調
に奏ハ、雙調の曲ハ中へ、まじへ挙しるにこゝ、庫樂にり

催る事といふあるまでハし、さるなにその催馬樂と挙しる分注にり、
我駒ノ曲是也とにり、又其次なる狹鰭河も、催る樂ハ中乃澤田
川の曲こゝ、其ハ其ちかほに、澤田川ノ曲是也とにり、庫樂に狹鰭（サハタ）
河（ガハ）といふ名あるべきなれば、又春庭樂和風樂ハ、皆ハ、皆ハ
もる曲にして、庫樂にハ、にしぐるゝ、にて、にいでにいはむ、催馬
樂といふ名ハ、三代實錄三の事に、ハ、ハ見て見しるを、

吉野ノ朝の公卿補任

吉野の朝廷の公卿補任四卷にり、後醍醐ノ天皇かしこにうつらせ
おはしまして、延元二年より、後亀山ノ天皇ハ御代、元中九年に
いたるまで、まべて三御代、五十六年ハ御代の公々の昇進ハ、ぶさ

ふ志るせり。いとゝ先づしきぬ之れり。此書。彼前に岡山の河本（カウモト）
某が家にしけるを。この河本ハ。彼後三郎高徳が末にて。宇喜田氏
の族。河本對るを親家といひしが末之とかや。さるゆゑよしにて
や。此書ハ法之へもとりきむ。今ハ岡山の名人まるゆ。おやしく世
世書ゆあつむることをぬえて。さべてやまかしもなこしれもろ〳〵
の書どもいとこてら法ぐへもとりそぞ。